

アジア諸国の外資導入政策とわが国の立場

〔要 旨〕

1. わが国は、経済力の急速な拡大に伴い、経済協力の面においても飛躍的拡充の時期を迎えているが、政府は援助の量的拡大とその多様化、条件緩和などを公式表明しており、一方民間でも輸出市場の確保にとどまらず、資源開発、労働力不足、工業立地、さらには低開発国特惠の利用といった観点から資本進出の気運が高まっている。
これに対して、アジア諸国は意欲的な開発計画にいとんでいるものの、ベトナム特需の減少や一次産品市況の低落など対外環境の悪化に伴って、一段と外資依存の度合いを強めている反面、従来の安易・無差別な外資受入れに対する反省や経済ナショナリズムの台頭を映じて、各国の自主性と経済発展に即した外資導入政策を打ち出している。
2. そこで、最近におけるアジア諸国の外資導入政策の動向を要約すれば次のとおりである。
 - (1) 各国はインフラストラクチャの拡充に迫られているうえ、韓国、台湾、タイ、シンガポールなどでは軽工業から重化学工業化への移行に伴い投資単位が巨額化している反面、既往債務の返済圧力の増高に悩まされている状況から、長期・低利かつつもつきでない公的援助あるいは国際金融機関からの融資など有利な外資を強く選好している。
 - (2) 民間外資の誘致にあたっては、従来の国内市場を対象とするものを排し、輸出に寄与するもの、雇用増大や技術向上に資するものを優先するなど、選別的傾向を強めている。
 - (3) また、自国産業を育成する見地から国産原材料の使用を義務づけたり、農産品や天然資源の開発にあたっては、現地加工による付加価値の向上を求める動きが目だっている。
 - (4) 近年、各国における経済ナショナリズムの台頭を映じて、外資の出資比率を制限するとともに、雇用の増大、経営力の増強を図る見地から現地人雇用を義務づける傾向、あるいは税制、為替管理面などの優遇条件を縮小する動きも強まっている。
 - (5) さらに最近では、外資導入促進と経済ナショナリズムの調整をねらいつつ、輸出産業を中心に工業化を進める新戦略として、自由貿易地域を設置する国がふえている。
3. こうした状況下、わが国としても、各国の経済発展段階や開発政策に即応した援助の基本政策を確立するとともに、国内の援助諸機関の相互調整や国際機関との協調などによる援助体制の整備・拡充に努めることが望まれる。さらに、各国の外資導入政策の変化に即応して「秩序ある進出」を図るとともに、現地加工や現地人の登用などによって地場産業の育成に留意することが、長い目でみて肝要であろう。

〔目 次〕

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. は し が き | (1) 受入れ体制の再検討 |
| 2. 外資導入政策変化の背景 | (2) 外資政策の変更 |
| (1) 開発政策の新段階 | 4. わが国の立場と今後の課題 |
| (2) 対外環境の変化 | (1) わが国の資金供与動向 |
| (3) 既往外資導入政策への反省 | (2) 今後の課題 |
| 3. 最近の外資導入政策 | 5. む す び |

1. はしがき

近年、わが国は南北問題の進展や経済力の急速な拡大に伴い、1975年までに援助量をGNPの1%に拡大(新経済社会発展計画の見通しに基づく推計によれば、75年の援助額は約40億ドル)することを公約するとともに、条件の緩和、援助の多様化などを機会あるごとに宣明している。さらに、経済界においても、輸出市場の確保もさることながら、資源開発を促進するとともに、国内における労働力不足や公害問題から、あるいは低開発国特惠の利用といったねらいもあって、資本進出の気運が急速に高まっている。

これに対し、わが国と密接な経済関係にあるアジア諸国では、インフラストラクチャの拡充に大きな比重をおく開発政策の推進に加え、韓国、台湾、タイ、シンガポールのような先発低開発国が、重化学工業化を旨とする開発の第2段階を迎えているため、外資依存傾向が一段と強まっている。しかもベトナム特需の減少、一次産品市況の低落、援助の伸び悩みなど最近における対外環境の悪化は、外資導入の必要をいっそう切実なものとしている。しかしながら、他方において経済ナショナリズムの台頭、経済開発方針の転換、対外債務の累積など外資導入に影響する各種の問題が生じている。このような事情を背景としてアジア諸国の外資導入政策には、最近かなりの変化がみられるに至った。

そこで、以下、アジア諸国の外資導入政策に関する最近の動向とその特色をさぐり、あわせて今後のわが国経済協力のあり方について考察したい。

2. 外資導入政策変化の背景

まず、最近アジア諸国の外資導入政策が変化してきた背景を、各国の開発計画、対外環境、これ

までの外資導入政策に対する反省の3面からみてみよう。

(1) 開発政策の新段階

戦後、低開発国は、先進国や国際機関から1960年代だけでも1,045億ドルに上る多額の援助を得て、経済発展と自立化のための開発政策を推進してきた。とくに、アジアでは、インドにおける重化学工業化政策のざ折という高価な教訓もあって、近年の開発政策は各国とも農業の振興を重視するとともに、工業化にあたっては農業関連工業ないし軽工業部門の育成を図る、いわゆる農工併進政策を進めてきた。この結果、各国の発展段階にはかなりの差があるものの、農業面では高収穫品種の普及、かんがいの拡充、施肥、二期作農法の導入等による生産の飛躍的増大から、食糧自給化への明るい見通しがたつに至り、また工業面では多くの国で肥料、セメント、ガラス、繊維、雑貨等の国産化が進捗するなど一応の成果をあげるに至った。そこで、近年各国は上記の成果を基盤に、さらにダイナミックな開発政策を企図しており、それに伴って開発政策上重要な役割を演ずる外資導入政策についても、新しい角度から見直しつつある。

なかでも、自由主義経済政策を基調に年率10%内外の高度成長を遂げてきた韓国、台湾、タイ、シンガポールでは、従来の軽工業中心の工業化の一段落を機に、鉄鋼、石油化学などの重化学工業にも新たに乗り出すことをもくろんでおり、このため、従来に比し、よりいっそう巨額の資本と高度の技術を導入する必要に迫られている。

また、アジア諸国の工業化は、韓国、台湾、シンガポールを除けばこれまで輸入代替化を主眼に進められ、一応国産化とそれに伴う輸入の削減に寄与してきた。しかしながら一方、こうした輸入代替化政策は、国内市場が狭あいであるため大規模生産に発展するまでに至らなかったうえ、国内

のしゃ的消費を高め、また関税や輸入制限などの保護政策により高コスト構造を温存する結果輸出産業に転化しえず、加えて原材料・資本財の誘発輸入の増大から国際収支の悪化を招いている。そこで、各国とも輸出志向型産業の育成の必要性を痛感しはじめ、すでに北東、東南アジア諸国ではとくに民間外資の導入をてこに国内の豊富な資源、低廉な労働力さらには低開発国特惠を利用した国際競争力のある輸出産業の育成に努めている。

さらに、アジア諸国は戦後独立以来、先進国との経済格差是正をねらって成長重視政策に専念してきたが、このような量的拡大政策は一方において国内で貧富の拡大を生むとともに、人口の爆発的增加に伴う失業者の増大、「緑の革命」による農村失業者の都市集中とスラム化、さらには複雑な人種・宗教問題ともからんで、各国の社会不安を醸成する因ともなった。こうした傾向のとくに

(第1表)

アジア諸国の経済開発計画と外資依存度

(単位・億ドル)

	現 行			前 回				
	計 画 名 (実 施 年)	総投 資額	うち 外資 調達 額	外資 依存 度	計 画 名 (実 施 年)	総投 資額	うち 外資 調達 額	外資 依存 度
韓 国	第2次 (1967~71年)	37	14	39%	第1次 (1962~66年)	25	7	28
台 湾	第5次 (69~72年)	45	7	13	第4次 (65~68年)	24	3	13
フィリピン	新 (67~71年)	52	9	16	旧 (62~66年)	63	8	13
タ イ	第2次 (67~71年)	28	7	26	第1次 (61~66年)	16	5	33
マレーシア	第1次 (66~70年)	35	9	27	—	—	—	—
シンガポール	第2次 (66~70年)	17	4	20	—	—	—	—
インドネシア	新 (69~73年)	44	34	74	—	—	—	—
イ ン ド	第4次 (69~73年)	285	63	22	第3次 (61~65年)	139	29	21
パキスタン	第4次 (70~74年)	157	59	37	第3次 (65~69年)	117	32	27

資料：各国の開発計画。

顕著なインド、セイロンなどでは社会主義的色彩をしいに濃化し、開発政策を従来の経済面から社会開発に広げているため多額の資金調達に迫られているが、国有化の推進ともあいまって、民間外資よりも条件のゆるやかな公的借款に対する選好を一段と強めている。

このような傾向をアジア主要6か国の開発計画(第1表参照)によってみると、国によって年次のずれはあるが、現行計画の投資予定額の合計604億ドルのうち、外資期待額は前回比9割増の159億ドルの巨額に上っており、外資依存率も前回の22%から、26%に大幅上昇している。

(2) 対外環境の変化

一方、70年代にはいりアジア諸国を取り巻く対外経済環境にも大きな変化が現われている。すなわち、60年代後半アジア諸国を潤したベトナム特需(日本を除く65~69年間合計53億ドル)は、米国の政策転換を契機に70年以降

減勢に転じ、このため特需依存度の高かった南ベトナム(68年のGNP比、13.5%)、タイ(同4.7%)、韓国(同3.5%)などでは国際収支が悪化しており、また英軍のスエズ以東撤兵措置(71年末完了)がシンガポール(英軍関係支出の依存度、GNP比8.5%)、マレーシア(同2.5%)の両国に及ぼす影響も見のがせない。

第2に、長らく好調を続けてきた一次産品市況が70年にはいるとともに、先進国の景気低迷を主因に再び低落基調に転じはじめた(71年2月末のロイター総合指数、ピークの70年4月比-7.6%)。とくに

アジア諸国では、主力商品であるゴム(マレーシア、インドネシア、南ベトナム)、すず(マレーシア、インドネシア、タイ)、米(タイ、ビルマ)、ジュート(インド、パキスタン)、コプラ(フィリピン)、茶(インド、セイロン)等が軒並み市況低迷に陥ったため、輸出が主要7か国で69年の9.6%増から70年上期6.5%の増、同7~9月2.4%減と急激に悪化している。

第3に、先進国援助の伸び悩み傾向(69年、前年比+2.0%)が、近年とみに顕著な点である。これは大手抛出国である米英両国の援助が国際収支や予算上の制約、さらには従来の援助効果に対する失望感などから停滞しているため、こうした傾向は後述する既往債務の返済増高とあいまって、アジア諸国の国際収支を大きく圧迫している。

このように、アジア諸国の経済開発推進上悪影響を受ける点がふえている反面、昨秋の「第2次国連開発の10年」の決議を契機として、今後援助の量的拡大や条件緩和が期待され、また貿易面でも近々低開発国特惠の実施が見込まれ、さらに先進国による資源開発の拡大、世界企業の進出など投資機会も増大しており、アジア諸国にとって有利な面も生じている。このような状況が、各国に外資導入政策を見直させる一つの契機となっているといえよう。

(3) 既往外資導入政策への反省

アジア諸国は従来資本不足を補てんすることが急務であるあまり、どちらかといえば安易な外資導入策を講じてきた。この結果、最近に至り多くの問題点を露呈しはじめ、外資導入政策も一つの曲がりかどに達している。

すなわち、近年先進国は援助効果に強い疑念をいだきはじめており、これが援助低迷の一因となっていることは先述したとおりである。しかも、低開発国側の強い要請によって、75年までに先進国の援助はGNPの1%(69年実績0.72%)までに

(第2表) アジア諸国の対外債務

(単位:%)

	債務返済比率(注)				対外公的債務残高 (1969年末)
	1965年	1966年	1967年	1968年	
韓国	2.7	3.6	5.6	7.5	14
台湾	2.9	3.6	3.2	3.4	7
フィリピン	5.2	6.3	7.2	5.3	5
タイ	3.2	2.9	3.7	3.5	3
シンガポール	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4
インドネシア	10.3	8.3	7.0	8.6	27
インド	13.7	18.2	19.0	16.8	80
パキスタン	11.0	13.1	16.8	19.4	30
セイロン	2.0	2.8	3.5	6.9	3

(注) 債務返済比率 = $\frac{\text{公的債務の元利支払額}}{\text{輸出・貿易外受取額}}$

資料: World Bank, Annual Report 1970等。

引き上げられることとなっているが、こうした援助量の拡大に即応する意味からも、アジア諸国は援助の消化能力の向上と効率的使用を図ることが喫緊の課題となっている。

また、アジア諸国は長年にわたり多額の援助を享受してきたうえ、米国の韓国、台湾に対する無償経済協力の打ち切りやわが国の賠償支払の減少にみられるように、近年では贈与より借款の比重が高まっているため、債務残高は年々累増の一途をたどり、最近ではその返済に追われるに至った(第2表参照)。また一時に多額に上るインパクト・ローンを導入することは、韓国におけるように国内のインフレーションを促進させる要因となっている。こうした状況から、アジア諸国では外資の無差別な導入による量的確保の弊害に気づき、質的な面にも配慮せざるをえない状況となっている。

以上のような事情に加え、近年アジア諸国にうかがわれる経済ナショナリズムの台頭が、外資導入政策に大きな影響を及ぼしている点が見のがせない。これは、民間外資の進出が増高するにつれ、各国経済における外資のウエイトが高まり、このため多くの国において、外資に対する危ぐや

反発の動きが生じている。このような動きは、長年の植民地支配から離脱し、ようやく政治的独立をかちえたアジア諸国にとって当然の帰結と解することもできよう。しかし、最近みられる一連の動きをみると、経営権の確保による主体性の確立もさることながら、現地人雇用比率の増大、現地の原材料・部品の使用拡大、資源の加工化による輸出あるいは製品の輸出義務などを課すことにより、外資を直接自国の経済発展に役立たせることに大きなねらいがあるものと思われる。フィリピンでは、米国資本に内国民待遇の特権を与えたラウル・ラングレー協定(59~74年)の期限切れを間近に控え、ナショナリズムと外資導入とのかねあひからその処理をめぐる多くの論議を呼んでいるのも、これらの情勢を反映したものにほかならない。

3. 最近の外資導入政策

アジア諸国では、以上のような内外情勢の変化に即して外資政策を転換しつつあるが、これを外資受入れ体制と具体的措置の両者に分けてながめてみよう。

(1) 受入れ体制の再検討

イ、経済安定化政策

まず、受入れ体制の前提条件となるものは、国内経済の安定であるが、1960年代の半ばまでは必ずしも十分でない国が多かった。

しかしながら、近年財政・金融・為替制度の整備や政策の弾力的運営を図り、経済の安定化に努める傾向が目だっている。自由主義政策の基調の下、民間外資流入をてこに順調な経済発展を続けているタイ、マレーシア、シンガポールでは、従来から通貨価値の安定を経済政策の最大の眼目として、それに必要な措置を講じているが、他の諸国においても金利の引上げ、支払準備率の変更など各種の金融政策を積極的に実施している。この

うち目だった動きとして、インドネシアが強力な引締め政策によってハイパー・インフレーションを克服し、これを基礎として本格的な経済開発に着手するため、財政金融基盤の整備や高金利政策によって国内貯蓄の動員を図る一方、70年12月には従来の複雑な為替レートを一本化し、通貨・為替相場の安定に努めている。南ベトナムでも戦闘の鎮静化を背景に、70年初来外資導入を主軸とする復興開発計画を模索してきたが、9月に公定歩合を一挙に3倍の18%に引き上げたのに続き、10月には実勢と乖離の著しい為替レートの切下げを断行し、外資導入の基盤整備を図った。またフィリピンは、70年2月外貨危機に伴う実勢為替レート的大幅低落に対処して、引締め政策を強化するとともに、変動為替相場制度の採用、非居住者預金の優遇によって、逃避資金の還流と新規外資の流入に努めている。

さらに、一部の国では多額に上る既往債務の返済が国際収支の重圧となり、経済の安定を妨げてきた。そこで公的債務残高が80億ドルに達しているインドでは、66年以来債務繰延べ措置が講じられたほか、インドネシアではスカルノ時代の旧債務(24億ドル)について、70年に30年間無利子均等分割払いの措置が採られた。またフィリピンでも、外貨繰りの窮迫から米国や本邦市銀からの短期借款で切り抜けるなど、新規外資の導入基盤確立に努めている。なお、最近におけるわが国の円

(第3表) 円借款の種類別コミット額

(単位:百万ドル)

	1968 年度	1969 年度	1970 年度 (上期)	当 初 からの 累計	構成比 (%)
プロジェクト援助	96	75	45	1,069	54.4
商 品 援 助	108	94	60	666	33.9
債 務 繰 延 べ	24	26	25	191	9.7
そ の 他	10	—	—	38	1.9
合 計	238	196	130	1,964	100.0

資料: 通産省「経済協力の現状と問題点1970年」。

借款供与額(コミット・ベース)のうち、1割が低開発国の債務繰延べに振り向けられている点は注目を要しよう(第3表参照)。

ロ、経済開発基盤の整備拡充

アジア諸国では道路、港湾、運輸、通信、電力などインフラストラクチャがまだまだ十分に整備されておらず、これが工業化を阻害しているばかりでなく、民間外資の進出を逡巡させる大きな要因となっている。そこで、各国とも開発計画の支柱としてこうした経済の基礎部門の整備に鋭意努めていることはいままでもない。なかでも韓国、台湾、香港、マレーシア、シンガポール、インドネシア、インドなどでは積極的に内外企業の誘致を図るため、工業団地の造成に乗り出している点が注目される。

また資金面においては、各国とも開発金融機関(一部には民間外資が資本参加している)の新設・拡充を進めており、開発金融におけるその役割は増大しているが、とくに援助の効率的使用の観点にたちバンク・ローン方式が活用されつつあるおりから、先進国や国際機関からの資金受入れのチャンネルとしての役割も果たしている点が注目される。

さらに、とかく外資にとって不安な労働事情を改善する見地から、シンガポールでは68年に雇用法を改正し、基準労働時間の延長・公休日の削減・定年制の導入などの労働強化、採用・解雇・賞与支給などに対する経営権の確立を図ったが、これはその後同地への民間外資流入の有力な要因となった。また韓国でも、70年1月に「外国人投資企業の労働組合および労働調整に関する臨時特別措置法」が設けられ、外資企業の労働争議に政府が介入しうる体制をとった。

ハ、外資法の制定

原則として企業活動に対する規制を設けていない香港、あるいは社会主義政策を強行しているセ

イロン、ビルマなどを除けば、外資の優遇ないし送金を保証する法令を整備している国が多い。

とくに、韓国(外資導入法、66年)、台湾(外国人投資条例、54年)、インドネシア(外国資本投資法、67年)では外資に関する単独法によって種々優遇措置を講じているほか、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、南ベトナムでは国内資本を含めた投資奨励に関する法令を設けている。なおインド、パキスタンでは外資の扱いに関する政府声明の形で制限的導入政策を採っている。

もっとも、これらの法令は、制定当初は税制、金利、送金などの面で外資にかなりの恩典を付与していたが、最近では前述した工業開発の進展、経済ナショナリズムの台頭などを映じて、法令の改正ないし運用面で業種、出資比率、雇用比率、利潤送金などに制限を課しはじめた点が注目される。

(2) 外資政策の変更

各国の外資政策変更の具体的措置を外資の性格に応じ、公的借款、民間直接投資、中短期金融に分けてみてみよう。

イ、公的借款

近年アジア諸国は、民間外資に比べ大規模かつ長期低利な公的借款の確保に努めている(第4表参照)。これは①各国とも総じてインフラストラクチャのたちおくれが目立ち、経済開発を進めていくうえでその整備が急がれていること、②インド、セイロン、ビルマのように社会主義政策を推進している国では、従来から公的借款に依存する度合いが強いこと、また③民間外資の導入を主軸に経済開発を進めてきたタイ、シンガポール、最近その依存度を高めている韓国、台湾などでも工業化の主体を軽工業から重化学工業に移行しはじめていること、などの事情によるものである。

しかも、こうした情勢下、各国は量的確保もさることながら、公的借款のうえでも有利な外資受

(第4表) アジア諸国の公的援助受取り額

(単位・百万ドル)

	1965年			1969年			1965～69年		
	うち 日	本	米 国	うち 日	本	米 国	うち 日	本	米 国
韓 国	218	46	165	328	104	219	1,460	374	943
台 湾	54	—	53	15	14	—	335	132	167
フィリピン	91	35	44	76	49	24	512	262	163
タイ	46	4	4	64	15	37	334	44	170
マレーシア	21	—	4	28	12	3	164	35	38
シンガポール	2	—	—	14	5	—	36	9	1
南ベトナム	313	—	300	462	3	449	2,190	2	2,132
インドネシア	41	22 [△]	3	314	66	151	1,016	328	342
ビルマ	16	12	3	26	15	5	101	64	14
インド	1,083	53	857	749	34	498	4,966	249	3,506
パキスタン	454	33	331	284	23	173	1,903	144	1,276
セイロン	14	—	4	46	2	20	180	17	60
12か国合計	2,353 (100%)	205 (8.7%)	1,762 (74.9%)	2,406 (100%)	342 (14.2%)	1,579 (65.6%)	13,197 (100%)	1,660 (12.5%)	8,812 (66.7%)

資料：OECD, Geographical Distribution of Financial Flows to Less Developed Countries.

入れに努めており、とくに供与国からのひもがつかず、かつ政治色の薄い国際金融機関からの借入れを強く望む傾向がみられ、これと関連して、①世銀、IDA、アジア開銀等の資金量増大、②開発途国の国際収支の構造的悪化を対象とする世銀の補足融資制度の実現、さらには③SDRと開発金融のリンク案(先進国がSDR受取り分の一部、またはそれに相当する資金をIDAに拠出する方式)などを積極的に要望している。

また、2国間援助については条件の緩和を強く希望するとともに、「ひもつき」の弊害(ピアソン報告によれば、ひもつき援助による調達価格は市場価格の2割高)を排除し、あるいは開発金融の自主性を確保する見地から、バンク・ローン方式などの採用に強い関心をもっている。

さらに援助形態としては、開発政策の円滑な運営を図るため特定のプロジェクトに対する援助のほか、商品援助などを主体とするノン・プロジェクト援助(プログラム援助)を要請している。これは、受入れ国側に資金利用がゆだねられ、従来ブ

ロジェクトが完成した後も、原材料の不足のために低操業を余儀なくされるような事態や、食糧不足に伴うインフレーションの激化に的確に対処しうるなど、プロジェクト援助を補完する役割が高く評価されている。また、プロジェクト援助の場合援助効率を上げるため、技術援助を有機的に結びつけることを望んでいる。

ロ、民間直接投資

北東アジアおよび東南アジア諸国は、民間外資の導入を単に生産・雇用の増大に資す

るのみならず、近代技術の獲得、経営能力の移入など工業化の基盤確立の見地から高く評価し、基幹産業や、公益部門などを除き、総じて積極的に進める方針を堅持してきた。

しかしながら一方、最近では直接投資の増大とともに、国内企業との競争、外人雇用の増加、原材料輸入の増高等多くの問題を生じ、このため各国とも無差別な導入から選別化ないし条件付き受入れの方向を鮮明化しはじめている。

(受入れ対象の選別強化)

外資導入の対象業種として、最近では①輸出増進に寄与するもの(輸出効果)、②雇用の増大に資するもの(雇用効果)、③国産の原材料部品を使用し、しかも加工度を高めるもの(付加価値効果)、④技術水準の向上に寄与するもの(技術効果)、⑤本国資本では設立困難な大口投資を要するもののほか、⑥一部の国では重化学工業(産業高度化効果)を優先する一方、①国内市場がすでに充足されているか、あるいは国内向けしゃしの消費を対象とするもの、②地場企業との競争や、進出企業

間における過当競争のおそれのあるものを忌避する傾向を強めている。

たとえば、韓国では輸出寄与度、雇用効果、技術の導入などを外資認可の基準とし、台湾では69年以降、すでに国内需要を充足している繊維、雑貨、製菓などの業種の進出を抑え、輸出産業、電子工業、重化学工業の分野に外資受入れの重点をおきはじめた。またタイでは、これまで外資系企業の進出を比較的自由に任せてきた結果、外資系企業の国内市場に占めるウエイトが著しく高まり、このため地場企業の育成が困難となっている。うえ、国内のしゃし消費をあおり、原材料・資本財輸入の増加、ひいては国際収支悪化の一因をなすに至った。このため、69年来外資の進出を輸出産業、国産原材料使用産業あるいは重化学工業に限定する方針を打ち出しており、さらには、本年から始まる第3次5ヵ年計画の推進とも関連して、優先業種を従来の160から34業種に縮小する意向が伝えられている。また、インドネシアでも国産化の進捗に呼応して、70年11月に家庭用品を中心とする軽工業30業種に対する外資導入を禁止し、本年にはいってさらに9業種を追加した。

また大口資本の進出を優先するものとして、たとえばインドネシアでは、外資系子会社設立の際、最低資本金250万米ドルを必要とし、これ以下の投資については合弁会社としなければならないこととしているほか、シンガポールでは70年7月、経済拡大奨励法の改正により創始産業(第5表(注)参照)の最低投資額を25万シンガポール・ドルから100万シンガポール・ドルに引き上げた。南ベトナムでも、優遇措置の適用を受ける外資企業の最低資本金を農・漁業50百万ピアストル、工業その他100百万ピアストル(地場企業の場合それぞれ10百万ピアストル、20百万ピアストル)とし、地場企業との格差を設けるよう投資法の改正を審議中である。

こうした傾向は、各国におけるナショナリズムの動きに加え、工業化の進展、地場企業の発展に伴い、今後さらに受入れ業種を限定する方向に進むものと思われる。

(外資比率の引下げ)

アジア諸国では従来外資の出資比率に対して、インドが48年に国内資本の過半数支配を宣言したのを除けば、比較的ゆるやかな方針をとっていた。しかしながら、経済ナショナリズムの台頭とあいまって、最近では各国とも特殊な場合を除き、国内資本が過半数を掌握するケースが一般的となりつつある。

すなわち、60年代の後半から、フィリピンでは外資比率を40%以内(創始企業についても登録後20年以内に40%まで引き下げること義務づけている)、マレーシアが49%、またインドが70年に49%から39%以下に引き下げており、タイでも認可条件として国内資本が過半数を取るよう行政指導するケースが多い。また、台湾では法律上の規制はないが、外資比率に対する制限強化の動きがみられる。

一方、韓国では、既往債務の累増に伴う国際収支の先行きに懸念が持たれているおりから、借款の導入よりも直接投資を勧奨する方針を打ち出しているが、外資比率については製品を全額輸出する場合にのみ100%出資を認め、その他の場合には行政指導により49%以下に押えている。

(優遇措置の縮小)

内外資とも自由活動を原則とする香港を除き、多くの国では、外資企業に対し自国の経済開発促進の見地から設けられた基準に合致するかぎり、①税制面——関税、内国税の広範にわたる減免、二重課税の防止、②工場誘致面——土地・建物の有利な条件による提供、工業用水、電気・ガスなどの供給確保、③経理面——損金の繰越し計上、減価償却の特例、④非国有化の保証ないし国有化の

場合の補償、⑤為替管理面——投資元本・利潤の本国送金の保証、⑥外国人職員の待遇面——内国民待遇、技術者の所得税免除、などの各種の優遇措置を設けている例が多い(第5表参照)。

しかしながら、最近ではこうした優遇措置も国内における過度の外資優遇に対する反発や財政資金確保の必要性などから、漸次縮小の方向にある。すなわち、優遇対象投資の期間制限(南ベトナム3年、71年法案)、輸入原材料の関税に対する減免措置の撤廃(タイ、69年)、輸出企業の所得税に対する免除期間の短縮(シンガポール、15→5年、70年)、配当税に対する免除期間の短縮(インドネシア、5→2年、70年)、投資奨励条例該当企業の営利事業所得税の最高税率引上げ(台湾、18→25%、70年)、利潤送金限度の引下げ(南ベトナム、年20→15%、71年法案)などの動きが目だっている。

(現地人雇用の拡大)

各国とも雇用の増大、管理者の養成、さらには経営権の掌握などの目的から、外資企業に現地人の採・登用を義務づけるケースが目だっている点も無視できない。

たとえば、タイでは現地人雇用の促進を図る見地から、移民法により永住ビザの発給枠を縮小する措置が採られている。インドネシアでは現地人雇用比率が外資進出許可の重要な基準とされ、またシンガポールでは生産開始後2年経過したところ現地人の指導・訓練計画の提出が求められ、同計画に現地人を管理職に昇格させる機会を与えるよう要請されるケースが多くみられる。マレーシアでは人種問題ともからみ、各企業の従業員構成をマレー人45%、中国人35%、その他20%の比率を課している。さらに、パキスタンでは俸給区分ごとの外国人雇用の制限(たとえば、月収2,500ルピー以上の高給職員の場合、外国人の比率は半数以下)を設けており、インドのように外銀の外国人

採用については中央銀行の事前許可制に改めた(69年)例もみられる。

(国産品使用の奨励)

アジア諸国では、これまで工業化にあたって完成財の輸入代替化を図ってきたため、原材料をまっばら輸入に依存するいわゆる組立て工業が多かった。しかし最近では、原材料を含め広く工業製品の国産化を促進するとともに国際収支を改善する見地から、国産品の使用奨励、いわゆる国産化率を強化していることが注目される。たとえば台湾では、特定の工業製品につき原材料の一定比率(70%の品目が多い)以上を国産品によることを義務づけており、タイでは、前述のように外資企業に対する輸入原材料の関税減免の優遇措置を撤廃したうえ、国内産の半製品使用を強制するケースが多くなっている。また、インドおよびパキスタンにおいては、国産可能な原材料、半製品に対する輸入禁止措置を強化しているなど、各国を通じ、こうした傾向は漸次強化されつつあるといえよう。さらに、これと軌を一にして輸出産業面でも、鉱産資源(インドネシア)、林産資源(フィリピン、マレーシア)などの一次産品の開発に対して、外国企業が国内において加工度を高めて輸出することを強く要請する方向にある。

(自由貿易地域の設置)

この間、アジア諸国における新しい外資導入戦略として、自由貿易地域の設置が脚光を浴びている。前述してきたとおり、工業化の促進や輸出の増大のため民間外資導入促進の必要性が高まる反面、国内のナショナリズムの台頭や地場産業保護育成の見地から、現実には受入れにあたり選別・規制強化の動きが目だつという矛盾現象が表面化している。これを打開する方策として、自国領土内の特定地域を国内市場から隔絶したうえ、そこで経済活動を営むものに対し生産物の輸出を義務づけるかわり、貿易・為替面の自由化、

(第5表)

ア ジ ア 諸 国 の 民 間

	根 拠 法	出 資 制 限	税 制 上
韓 国	外 資 導 入 法 (1966年)	法律上の制限はないが、認可例は49%以下が多い(輸出産業は100%も可)	1. 法人税、所得税、財産税、取得税は、その後3年間は、その半額を免除 2. 配当所得税は、当初5年間全額、その 3. 輸入資本財に対する関税、物品税を免
	輸出自由地域設置法(1970年)	原則として外資が対象(国内資本は50%未満)	ただし、輸出産業(自由貿易地域進出企業) 1. 輸出所得に対する所得税、法人税を50 2. 営業税を免除
台 湾	外国人投資条例(1954年) 投資奨励条例(1960年)	法律上の制限はないが、認可例は49%以下が多い	1. 投資家の選択により、営利事業所得税のいずれかを適用 2. 輸出企業の営業税を免除 3. 国産不能機械・設備の輸入関税を免除 4. 特定業種の株式・社債取得額を一定期
	輸出加工区管理条例(1965年)	制限なし	上記措置のほか 1. 輸入機械・原材料に対する関税を免除 2. 域内生産の完成品・半製品に対する物
フィリピン	投資奨励法(1967年) 外国企業の事業活動に関する法律(1968年)	登録企業は40%以下、創始企業(注)は20年間に限りこの制限を免除	1. 登録企業の資本利得に対する課税を免 2. 登録企業の販売促進費の倍額控除を認 3. 創始企業については上記のほか諸税を
タイ	産業投資奨励法(1967年)	法律上制限はないが、運用上規制を強化	1. 資材・設備に対する輸入関税を減免 2. 所得税は、製品の販売開始後5年間免 3. 製品輸出の際、輸出税を減免
マレーシア	投資奨励法(1968年)	法律上制限はないが、運用上49%以下	創始産業指定企業は 1. 法人税は当初2年間免除、その後固定 2. 上記期間中配当税、賞金税(総支払賞 3. 同期間中に生じた損失を繰延べ 創始産業以外の企業は 1. 特定の認可プロジェクトに対しては投 2. 輸出品製造企業に対しては、輸出所得
シンガポール	経済拡大奨励法(1967年)	制限なし	1. 創始産業指定企業(投資額100万シン 5年間免除 2. 上記期間中の損失額は、繰延べ計上を 3. 拡大企業指定の企業は、上記の取扱い 4. 輸出企業指定の企業は、配当税を15年
南ベトナム	南ベトナム投資法(1963年)	制限なし	農業5百万、工業100万ピアストル以上の 1. 法人税は当初2年間、地租は当初3年 2. 登録税、印紙税、不動産税、配当税を
インドネシア	外国資本投資法(1967年)	制限なし	政府指定の特定生産分野に対する新設企業 1. 法人税は当初6年間、配当税は当初2 2. 工場新設資本財の輸入関税、輸入販売 3. 証券類に対する資本印紙税を免除 4. 法人税免除期間中の損失税を無期限に
インド	外国為替管理法(1947年) 首相声明(1948年)	声明上49%以下、ただし、運用上は39%以下	1. 外国借入支払利子に対する課税を免除 2. 外国技術者の所得税を3年間免除 3. 非居住者預金利子に対する所得税を免
パキスタ	産業政策声明(1948年)	制度上の制限はないが、業種により抑制される	1. 法人税は、設立地域に応じ当初2〜6 2. 外国技術者の所得税を当初3年間免 ことを認める

(注) 創始企業(Pioneer Enterprise)……これまで国内で生産されていない物資の製造加工に従事するもの。マレーシア、シンガポールの創始産業

外 資 導 入 措 置

の 優 遇	本 国 送 金 の 保 証	そ の 他
当初5年間は税額の外資比率相当分を、その後3年間は、その半額を免除除 を含む) に対しては、%免除	1. 投資元本は営業開始2年後から毎年20%以内 2. 利潤(要許可)	1. 外資企業・投資家は、営業に関し内国民待遇 2. 基礎産業等特定部門の借款に対し、政府が支払を保証
5年間免除、または機械設備耐用年数短縮 または分納容認間所得から控除	1. 投資元本は完成2年後から毎年15%以内 2. 利潤(要許可)	1. 非国有化を保証 2. 指定工業地域(約70か所)における用地を優先確保
品税を免除	同 上	1. 政府建設の工場建物を有利な条件で提供 2. 工業用水、電力を優先供給
除める免除	投資元本、利潤(制限なし)	1. 非国有化を保証 2. 非常時以外の徴用を禁止
除	投資元本、利潤(要許可)	
資本支出に応じ1～3年延長金の2%)を免除 資税額控除を認める 控除、減価償却期間短縮を認める	投資元本、利潤(要許可)	工場団地の造成
ガポール・ドル以上)の所得税、配当税は認めるを3～5年間適用間減免	投資元本、利潤(要許可)	1. シュロン地区において港湾荷役設備、工業用水、電力、鉄道住宅施設等を整備 2. 雇用法(68年)を制定、経営権を強化
投資企業は間免除免除	1. 投資元本は5年間据置きの後毎年20%以内 2. 利潤は据置き期間なく、毎年投資額の20%以内	設立後15年間非国有化を保証
は年間免除税を減免繰延べ	1. 投資元本は法人税免除期間中は許可されない 2. 経常利益、外国従業員給与、国有化補償金	投資許可の有効期間は30年
除	投資元本、利潤(要許可、ただし、利潤についてはあらかじめ契約時に中央銀行の承認を要する)	
年間免除除、その後5年間雇用主が代わって支払う	投資元本、利潤(要許可)	

(Pioneer Industry)も同じ。

税制面の優遇措置等を与える自由貿易地域を設置することにより、民間外資の積極的誘致を図っている。ここでその先べんをつけた台湾の高雄輸出加工区(66年12月設置)の例をみると、機械、電子工業等21業種を対象として、①機械、その他の設備、原材料に対する輸入関税の免除、②生産物に対する物品税、営業税の免除、③事業設立後5年以内における法人税の免除、④本国送金の保証(元本は投資後2年間据置き、その後毎年総投資額の15%以内)、などのほか、⑤工場建物および用地の廉価提供、⑥輸入保証金の軽減(一般の20%)、⑦工業用水、電力の優先供給、などの措置を講じている。

その後、同地域における予想外の成功^(注)に刺激され、さらに高雄第2(68年)、台中(69年)の両加工区が設置されたほか、韓国(馬山、69年)、シンガポール(同港、69年)、インドネシア(ジャカルタ、69年)、フィリピン(マリベレス、69年)、インド(カンドラ、71年)においてあいついで建設されている。なお自由貿易地域内での外資比率は、韓国などでは他の地域において出資比率を規制している場合でも制限を設けていない。

ハ、中短期金融

(延払信用、インパクト・ローンの規制)

アジア諸国は国際収支対策の一環として積極的に輸出延払信用、インパクト・ローンの受入れを認めている。たとえばインド、パキスタンは資本財の輸入に際して延払信用を付さないかぎり許可を与えない方針で臨んでおり、また韓国ではインパクト・ローンに対し主として政府系の韓国外換銀行が保証を付していることなどがその好例である。

しかしながら、最近対外債務の増高に伴い、そ

の選別を強め、あるいは取引の枠設定や禁止措置を講ずる国が増加している。たとえばフィリピンでは、69年以降2万ドル以上の資本財を輸入する場合には頭金20%以下、据置き期間3年以上の延払いを条件とし、また70年末には、一般企業のインパクト・ローン導入について、長期(たとえば50万ドル超の場合、1年据置き、12年以上の均等払)・低利(貸付国プライム・レートの2%高以内)のもののみ認可することとした。また韓国でも、69年以降延払信用について取入れ枠を設定(71年、5~10年もの175百万ドル、10~15年もの200百万ドル)するとともに、金融引締め政策のしり抜け防止のねらいもあって、69年以降原則としてインパクト・ローンの取入れを禁止し、また台湾においても国内流動性の膨張抑制の見地から、70年から同様の措置を講じている。

(アジア・ダラー市場の発足)

一方アジア諸国では、開発資金の不足に悩んでいる反面、多額の華僑資本やその他の遊休資金がユーロ市場等に流出しているといった矛盾した動きがみられ、これがまた各国の国際収支悪化を倍加する一因ともなっている。そこで、こうした浮動資金を吸収し、域内の開発に活用する必要性の認識が最近とくに高まり、この意味でシンガポールが68年に開設したアジア・ダラー市場が注目されている。

すなわち、同国では68年来国際金融市場の設立を企図し、外資の投下元本・利潤の海外流出を防ぐとともに、華僑や国際企業の浮動資金を吸収し、アジア地区の投融資に還元することを目的として非居住者預金の免税、匿名預金の新設などの措置を講じた。同市場は発足以来急成長し、現在の資金総量は4億ドルと目されている(取扱14行、

(注) 69年8月現在、設立認可ベースで当初計画比、誘致企業数3割増、投下資本額8割増、年間輸出能力2.5倍、雇用数2.7倍。

うち、わが国2行)。

また、フィリピンでもここ数年来のペソ貨不安に伴い海外に流出した資金の還流をねらって、70年に金利規制、為替管理規制の対象から除外し、匿名扱いを認めた外貨預金制度を創設している。

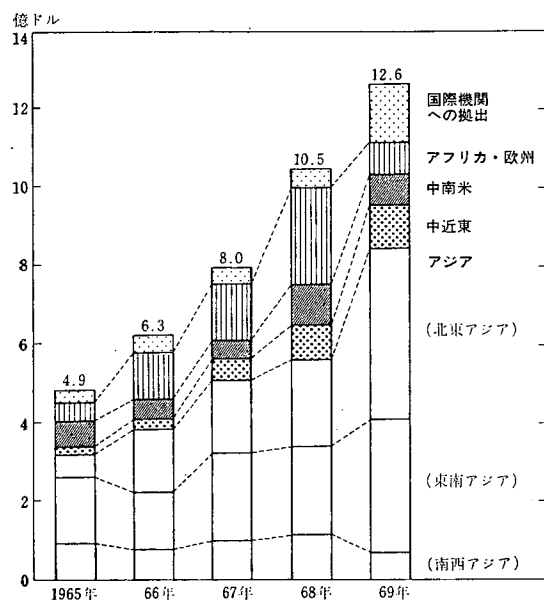
4. わが国の立場と今後の課題

(1) わが国の資金供与動向

ひるがえって、わが国のアジア諸国に対するこれまでの資金供与の動きをみると、近年めざましい経済力の上昇を背景に急速な伸長をみせ、1969年には8.5億ドルと全低開発国に対する供与額12.6億ドルのうち7割を占め(下図参照)、なかでも公的ベース(国際機関拠出を除く)のほとんど、また民間輸出信用の8割強がアジア諸国向けとなっている(第6表参照)。

一方、これをアジア諸国の外資受入れ状況からみると、公的借款・贈与において米国がまだ圧倒的なウエイトを占めているが、その比率は65年

わが国の援助動向



の75%から69年には66%に落ち込んでいる反面、

(第6表) わが国の低開発国援助額

(単位・百万ドル)

		1965年		1969年	
		うち アジア	うち アジア	うち アジア	うち アジア
公 的 ベ ー ス	政府開発援助	244	206	436	343
	うち賠償債	63	63	41	41
	無償協力	13	13	63	63
	技術協力	6	5	19	13
	政府借款	144	125	216	225
	国際機関出資等	18	—	96	—
輸 出 信 用	—	—	310	155	
その他とも計		244	206	811	506
民 間 ベ ー ス	輸 出 信 用	155	85	300	253
	直 接 投 資	87	30	144	86
	その他とも計	242	115	452	341
合 計		486	321	1,263	847

資料：通産省「経済協力の現状と問題点1970年」。

(第7表)

わが国のアジア諸国に対する国別民間投資(注)

	件数	投資額 百万ドル	各国民間外 資受入れ額 に占めるわ が国の割合
			%
韓 国	34	15.0	8.2
台 湾	358	60.3	10.7
香 港	212	19.7	26.3
フィリピン	62	44.7	5.1
タ イ	214	78.2	66.7
マレーシア	86	35.9	28.4
シンガポール	78	23.7	8.3
南ベトナム	5	0.7	n.a.
ラオス	7	1.3	n.a.
カンボジア	3	0.8	n.a.
インドネシア	46	192.8	14.5
ブルネイ	9	86.3	n.a.
ビルマ	8	0.4	n.a.
インド	63	16.9	0.3
パキスタン	25	5.4	10.6
セイロン	15	1.9	n.a.
ネパール	1	0.2	n.a.
合 計	1,226	584.3	主要10ヶ国 5.4

(注) 1951~69年度承認ベース。

資料：ECAFE, Annual Report 1971.

わが国の比率は9%から14%に上昇している(第4表参照)。また民間外資の進出についても、わが国は欧米諸国や華僑資本に比べればいまだ出遅れているものの(アジア主要10か国の民間外資に占める比率は5%)、タイ(67%)、マレーシア(28%)、香港(26%)、インドネシア(15%)など一部の国に対しては、鉱業、繊維・電気・金属工業、金融業などを中心にすでかなりのウェイトを占めるに至っている(第7、8表参照)。

しかしながら、その内容をみた場合、69年の実績で輸出信用が全体の48%を占めている反面、アジア諸国のとくに熱望している政府開発援助(贈与、条件のきわめてゆるい政府借款および国際機関への拠出)の比率は40%の低率にとどまってい

(第8表) わが国のアジア諸国に対する
業種別民間投資(注)1、2)

	件数	投資額	
		1件当り 平均投資額	
	件	百万ドル	千ドル
農 林 漁 業	63	39.3	624
鉱 業	61	226.5	3,714
(第1次産業計)	(124)	(265.8)	(2,144)
食 料 品	72	27.2	378
織 維	148	70.6	477
紙 ・ パ ル プ	15	5.7	377
化 学	101	15.1	149
金 属 製 品	65	31.5	484
電 気 機 械	115	30.0	261
輸 送 機 械	19	12.3	651
そ の 他 機 械	61	8.8	145
そ の 他 製 造 業	180	31.5	175
(第2次産業計)	(776)	(232.7)	(300)
貿 易	158	11.3	72
金 融 ・ 保 険	26	64.5	2,482
建 設	17	1.9	104
その他サービス業	76	12.9	171
(第3次産業計)	(277)	(90.6)	(327)
支 店	202	14.9	74
合 計	1,379	604.0	438

(注) 1. 1951~69年度承認ベース。

2. 琉球に対する投資を含む。

資料: ECAFE, Annual Report 1971.

る。また、民間直接投資が全体の10%とウェイトが小さいうえ、中南米など他の地域に比べ小口のものが多く、百万ドル以上のものは件数で1割以下にすぎず、進出の目的も主として市場確保にあった。さらに、公的ベースの条件についても、近年かなり改善されてはいるが、資金供与総額に占める贈与の比率は、賠償や無償経済協力など終戦処理費的性格のものを含めてもなお12%にとどまっており、また借款の条件もアジア以外の地域を含めてではあるが、金利の平均水準3.7%(DAC平均2.8%)、返済期間19.5年(同27.8年)、据置き期間6.1年(同6.7年)、さらに「ひもつき」比率も77%(同54%)といった状況にある。

(2) 今後の課題

以上みてきたように、わが国のアジア諸国に対する資金供与動向と各国の外資導入政策ないしその要請との間には、いまだかなりの懸隔がみられ、これを調整することが急務とされている。

イ、援助政策・体制の確立

このためには、まず基本となる援助政策ないし資金供与体制を早急に確立することが必要である。

すなわち、第1にわが国の立場として、開発を要する資源、アジア諸国へ譲ることの望ましい産業、開発ないし企業進出の方式、技術援助を含む政府資金の供与に関する条件などについて、十分検討を加え、基本方針を策定することである。

次に、後述するように今後ますます増大し、かつ多面化する供与資金を有機的に関連づけ、援助の実効性を高める見地から、計画段階からアフター・ケアに至るまでの一貫性、あるいは資金供与の一元化が強く望まれる。このため、公的資金供与機関の一元化や援助調査機関と実施機関との相互調整を図るとともに、民間投資を促進するための海外投資保険の拡充など、諸体制を一段と整備することも留意されるべきであろう。

さらに、アジア各国それぞれの事情に応じた長期的援助方針を樹立することも重要であろう。農業あるいは軽工業の発展に重点をおく国、さらに重化学工業化に移行しようとする国、豊富な資源の開発を期待する国、経済開発基盤の劣弱な国など各国の事情は著しく相違している。しかし各国とも長期的開発計画によりその経済の発展を図ろうとしているのであるから、援助を円滑に実施するにはこのような各国の計画に沿う長期的な方針の樹立が要請される。

ロ、公的資金供与

比較的開発が進み、市場経済の発達している国に対しては、民間投資を中心とした工業化の促進が有効といえるが、インフラストラクチャーの整備が遅れ、いまだ後進性を多く残存している国に対しては、公的ペースによる従来よりさらに長期・低利の資金供与が望ましい。その際各国における資金の必要性を十分に握し、各国の実情に応じた弾力的かつ適切な資金供与方式を適用していくことが前提となるが、さらに供与資金の実効性を高めるために、援助の重複やこま切れ供与を避け、資金供与諸活動を総合的に調整することが必要である。

また、従来主体をなしていたプロジェクト援助についても、技術援助や商品援助を有機的に関連づけたプロジェクト策定、さらに建設、稼働後の運営・管理、その他アフター・サービスまで一貫した援助体制が望ましい。これは、「ひもつき」の廃止を近く控え、わが国製品の利用度を高める見地からもとくに必要となつてこよう。このことは民間投資を中心とした場合にもあてはまるものであり、企業進出に付随した道路、港湾などのインフラストラクチャー、あるいは必要な技術教育については公的援助によるなど、一括方式をとることが得策であろう。

次に、資金供与にあたっては、アジア開発銀行

の育成を積極的に進めていくことが望まれる。わが国は、これまでも国際機関を通ずる多国間援助の強化を打ち出しているが、とくにアジア開発銀行の場合は、アジア諸国みずからの銀行であることから各国の経済ナショナリズムに対応し、資金供与の中立性が確保されるほか、同行のプロジェクト発掘、フィージビリティ調査、各国融資の調整などその指導性に大きく期待することができよう。このためには同行の増資、債券の引受け、特別基金への拠出、職員の派遣、同行との協調融資など、資金、技術両面を通じいっそうの協力が必要と思われる。

ハ、民間投資

わが国の企業進出は、最近アジア諸国において各種の制約を受けつつあるが、目前の利害にこだわることなく、わが国産業構造の将来と各国における開発の現状をよく考究し、その国の実情に即し、かつ経済発展に寄与するような方式で、長期的視野の下に進められるべきであろう。

すなわち、企業進出にあたって従来一部の国では、同一業種に多数の企業が進出したことから市場の混乱を招いたが、これを回避するため、「秩序ある進出」を図ることが賢明である。さらに資源開発を含め労働集約、輸出志向型産業の分野に進出することが双方の利益に沿うことになろう。一方市場確保を目的とする場合においても、アジア諸国の国産原材料を使用することによって、関連産業を育成することが長い目でみて彼我の利益となるものと思われる。これらの事情を考えると、今後はある程度大規模な企業進出も計画されるべきである。

第2に、農産品や資源開発の場合には、各国の強い要請や対日感情などを考慮して、現地における加工度をしだいに高めていくよう配慮していくことが肝要であるが、これは単にアジア各国の発展にひ益するのみでなく、労働事情、工業立地な

どの点で問題が多いわが国にとっても軽視すべき問題ではないであろう。

第3に、各国が経営権の確保に関心を強めている傾向に対処して、わが方は積極的に企業経営に関心が深い優良なパートナーの発掘に努めるとともに、現地人の経営者、管理者の養成・登用を図ることによって、現地企業と本邦企業との関係、さらに広くわが国との経済関係を密接化し、経済協力の実をあげることが、長い目でみて得策と思われる。

5. む す び

今やわが国に対するアジア諸国の期待はいよいよ

増大しているが、同時にわが国としても資本・技術の輸出により資源の確保、労働力・公害対策あるいは低開発国特恵の利用などを図ることが、今後引き続き経済拡大を実現していくうえで必要不可欠な条件となりつつある。

したがって、わが国は外資導入政策に表わされているアジア諸国の立場を十分に理解し、相互の利害を調整のうえ、有効かつ適切にこれに対応していくことが肝要と思われる。そして、このことは「第2次国連開発の10年」にうたわれた先進・低開発国双方による協同事業の精神に沿うものであり、またアジア諸国に対する援助として大きな効果が期待されよう。